

姫路市立香寺温水プール

指定管理者募集要項

令和8年7月

姫路市立香寺温水プール指定管理者募集要項

姫路市立香寺温水プールの指定管理者（管理運営を実施する団体）を募集します。

1 施設の概要

(1) 名称

姫路市立香寺温水プール（以下「温水プール」という。）

(2) 所在地

姫路市香寺町香呂 2 3 9 番地 1

(3) 設置年月

平成元年 7 月

（平成 9 年度可動床プール棟増設、平成 2 0 年度大規模改修工事、令和 5 年度内装等改修）

(4) 設置目的

市民の保健、体育、スポーツ及びレクリエーションの振興と心身の健全な発達を図り、市民福祉の増進及び地域振興に寄与すること。

(5) 施設概要

構 造 鉄骨造、一部鉄筋コンクリート造 一部 2 階建

敷地面積 6, 6 1 7 . 0 2 m²

延床面積 2, 1 0 3 . 4 7 m²

(6) 施設内容

○ 温水プール

公認プール 3 5 0 m² 2 5 m×6 コース

可動床プール 1 5 0 m² 2 5 m×3 コース（水深 0 m から 1 . 1 m まで変動）

ジャグジーバス

事務所、更衣室、会議室、観覧席（2 3 m×3 列）

○ 2 階 観覧席

(7) 付帯施設

駐車場 1 0 0 台、車椅子用駐車場 2 台

(8) 施設利用者数（過去 3 年度・令和 5 年 1 0 月から令和 6 年 3 月まで改修工事のため休館）

	個人使用（大人）	個人使用（小人）	占用使用	教室使用
令和 5 年度	1 0, 1 0 6 人	5, 6 2 3 人	5 9 3 人	2 2, 1 4 5 人
令和 6 年度	1 7, 1 9 9 人	7, 4 8 1 人	1, 5 5 8 人	3 9, 1 2 4 人
令和 7 年度	1 7, 7 2 5 人	6, 6 7 6 人	1, 5 3 6 人	4 2, 3 2 1 人

(9) 減免実績（過去 3 年度）

令和 5 年度 1 3 0, 2 5 0 円

令和 6 年度 3 5 4, 2 2 0 円

令和 7 年度 3 6 3, 9 0 0 円

(10) 修繕実績（過去 3 年度）

令和 5 年度 1, 0 6 9, 5 6 0 円

令和 6年度 314,701円

令和 7年度 198,825円

(11) 運営経費（過去3年度）

別添「別表1」を参照ください。

2 管理の基準

(1) 開館時間

火曜日～土曜日：午前9時30分から午後9時まで

日曜日：午前9時30分から午後6時まで

(2) 休館日

月曜日及び12月28日から翌年1月4日まで

(3) 使用許可及び使用の制限

姫路市体育施設条例第3条及び第4条の規定に基づき、使用許可及び使用の制限を行うこと。

3 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 使用許可に関すること。

(2) 利用料金の徴収、減免及び還付に関すること。

(3) 温水プールの施設及び設備の維持管理を行うこと。

(4) 駐車場の管理及び駐車場の門扉の開閉を行うこと。

(5) 樹木のせん定など敷地内の植栽の管理に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、温水プールの管理に関し市長が必要と認めること。

※ 詳細については、別紙「姫路市立香寺温水プール指定管理者業務仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照のこと。

4 自主事業

(1) 自主事業の提案

指定管理者は、施設の設置目的に合致し、公の施設の運営に支障を及ぼさない範囲において、自らの発案により、温水プールを活用して任意に事業（自主事業）を提案することができます。自主事業を提案する場合は、事業内容、収支状況等を確認する必要がありますので、事前に施設担当課に確認の上、別途、「姫路市立香寺温水プール自主事業に関する事業計画書」（様式第3号）を提出してください。

また、自主事業の内容（飲食提供サービス、物販、自動販売機の設置等）によっては、施設の占用使用が行政財産の目的外使用となることから、市に対し、別途使用許可の申請を行うとともに、行政財産目的外使用料の支払いが必要となります。

(2) 自主事業収益

自主事業で見込まれる収益は、「姫路市立香寺温水プール指定管理業務収支予算書」（様式第2号—2）において、指定管理料以外の収入（自主事業収益）として計上してください。

(3) その他

提案された自主事業は、指定管理者の指定後、実施の承認、不承認、条件等を指示するものとします。

なお、自主事業の内容によっては、令和 8 年 12 月に施行される「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和 6 年法律第 69 号)」の趣旨に鑑み、同法に基づく認定申請を事業ごとに依頼する場合があります。

5 管理業務の委託等の禁止

管理運営業務のうち清掃、警備等の事実上の業務を第三者へ再委託することは差し支えありませんが、管理に係る業務を一括して再委託することはできません。条例で定めるところにより行う行政処分（使用許可等）に係る業務についても再委託できません。

なお、事実上の業務を再委託するにあたっては、申請資格の欠格事由に該当しない者に対して再委託してください。

6 指定の期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日までの 5 年間とします。ただし、指定管理者が市の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、市は、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずる場合があります。

7 利用料金制

地方自治法第 244 条の 2 第 8 項の規定による利用料金制を適用します。

8 納付金制

指定管理者から納付金の提案を求めます。

- (1) 納付金については、次のとおりとし、年度ごとに納付可能な固定納付金及び変動納付金の提案を求め、指定管理者の選定に当たり、固定納付金額（5 ヶ年平均）及び納付率（5 ヶ年平均）を審査の基準とします。評価方法については、「20 審査の基準」を参照してください。

＜納付金の計算式＞

固定納付金 提案額

変動納付金 （利用料金収入＋自主事業収入－固定納付金）×納付率（提案率）

- (2) 納付金の提案は、「姫路市立香寺温水プール指定管理業務収支予算書」（様式第 2 号－2）において提示してください。なお、固定納付金及び変動納付金（納付率）のいずれについても、最低提案額及び最低提案率は設定していません。
- (3) 実際の納付金の額は、毎年度の決算額により算定し、納付方法については、基本協定書で定めるものとし、毎年度納付金を市へ納付していただきます。
- (4) 賃金及び物価水準の変動に伴う経費の増減について
賃金及び物価水準の変動に伴う経費の増減については、毎年の変動状況に応じて双方協議の上、納付金額の変更を行うため、納付金額は、指定期間初年度を除き、指定後の賃金及び物価水準の変動を考慮せず提案してください。

9 指定管理に関する経費

(1) 指定管理に関する経費等

指定管理に関する経費には、人件費、施設管理費（光熱水費、清掃、設備点検、警備、樹木剪定等に係る経費及び1件当たり30万円未満の修繕費）及び事務費等が含まれます。

また、本施設は利用料金制及び納付金制のため、市から指定管理者への指定管理料の支払はありませんが、社会経済情勢の急激な変化など特別の事情があると市が認める場合は、双方協議の上、納付金額を調整します。

① 賃金及び物価水準の変動への対応について

賃金及び物価水準の変動への対応として、指定管理に係る各年度の人件費及び物件費について、雇用形態別の賃金水準及び物価水準を図る指標に一定以上の変動が見られた場合に、2年目以降の納付金額を調整します。指定管理に係る経費のうち対象となる部分を賃金及び物価水準の変動に応じて見直すことで、2年目以降の納付金額に反映します（変動分がマイナスの場合も納付金額に反映されます。）。

また、その際、当初年度の人件費及び物件費の変動率の1.0%分までの金額は、指定管理者の負担となります。

② 電気料金（高圧電力）について

電気料金（高圧電力）については、電力入札等の実施により、市が一括して電気事業者と契約を行う場合があります。電力入札等の結果によっては、指定期間中において電気事業者との契約内容の変更等に応じて、納付金額を調整する場合があります。

③ 光熱水費について

光熱水費は、別表1－2「姫路市立香寺温水プール光熱水費等算出シート」を参考に提案を行ってください。

温水プールは図書館香寺分館と受電設備を共有しており、電気料金については指定管理者が電力会社へ毎月全額を支払い、市は図書館分として、過去の実績に基づく当該料金の15%を指定管理者に支払うものとします。

なお、別表1「収支決算書」に記載された光熱水費は、市負担分を控除した指定管理者負担額であり、別表1－2「姫路市立香寺温水プール光熱水費等算出シート」に記載された実績額は、両施設合算の総額を表示しています。

④ キャッシュレス決済に要する経費

指定管理者は、利用料金をクレジットカード、電子マネー及びQRコードその他キャッシュレス決済で支払うことができるキャッシュレス決済を令和9年10月を目途に導入することとします。指定管理者は、利用者にとって利便性が高まるよう多様なキャッシュレス決済を提案した上で、決済代行業者と契約してください。キャッシュレス決済の導入及び運用に係る費用（インターネット接続環境に係る費用（初期導入費、回線撤去費含む。）、端末等の設置設定費、保守経費、消耗品経費等）については、すべて指定管理者の負担とします。ただし、決済手数料相当額については、年度末に市から指定管理者に支払うこととします。提案する収支予算書には、決済手数料は含まないでください。

(2) 利用料金の減免に対する取扱いについて

利用料金の減免額については、当該年度の納付金から差し引くものとします。なお、当該実績額の合計が納付金の額を上回る場合には、その差額分を指定管理料として市が支払うものとします。

(3) 指定管理者が実施した修繕に対する取扱いについて

指定管理者が実施した施設および備品の修繕のうち、1件あたりの修繕費が30万円（消費税および地方消費税を含む。）未満のものについては、その実績額を当該年度の納付金から差し引くものとします。ただし、指定管理者が早期の処置を講じなかった場合や、適正な管理を怠るなど、指定管理者の責めに帰すべき事由によるものは除きます。なお、当該実績額の合計が納付金の額を上回る場合には、その差額分を指定管理料として市が支払うものとします。

(4) 災害、改修工事など提案時に予期できなかった事態が発生し、やむを得ず施設を休館したことで指定管理者の収支に大きな影響が生じる場合には、別途、市と協議の上、納付金の減額または免除を行うことができるものとします。

(5) 留意事項

温水プールの床面積と、姫路市内における申請者の現在の事業所の床面積を合算して1,000㎡を超える場合等に、地方税法に定める事業所税を課税される場合があります（詳しくは、姫路市市民税課 TEL：221-2265へお問い合わせください。）。

10 申請資格

(1) 資格

次の要件を満たすことが必要です。

- ① 団体（共同事業体等のグループを含む。）であること（法人格の有無は問わないが、法律上、個人は指定管理者になることはできない。）。
- ② 休日・夜間等において対応が必要な場合や、災害時の避難所として開設する必要性が生じた場合等の緊急時に迅速な対応がとれる体制を有する団体であること。

(2) 欠格事由（団体又はその代表者）

団体又はその代表者が次のいずれかに該当する場合は、応募することができない。

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 本市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ④ 本市において地方自治法第244条の2第3項の規定による取り消されたことがあり、当該取消しの日から2年を経過しない者
- ⑤ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加資格）の規定に抵触することとなる者
- ⑥ 姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定）の規定に基づく指名停止を受けている者
- ⑦ 法人にあっては当該法人の、法人以外にあっては代表者の市税及び国税を滞納している者
- ⑧ 会社更生法に基づく更生手続又は民事再生法に基づく再生手続を開始している者

(3) 欠格事由（その他）

団体の代表者等（法人にあっては非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者、任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいう。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、応募することができない。

- ① 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者である場合
 - ② 暴力団員を使用した場合
 - ③ 暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を与えた場合
 - ④ 暴力団員と密接な交際等を有している場合
- (4) 複数の法人等で構成されるグループ（共同事業体を含む）の場合の条件
- 複数の法人等で構成されるグループ（共同事業体を含む）の応募の場合は、上記の(1)～(3)の条件に併せて、次の事項について留意すること。
- ① 複数の法人等がグループ（共同事業体を含む）を構成して応募する場合は、代表となる法人等を定めるとともに構成団体は連帯して責任を負うこと。
 - ② 複数の法人等で構成されるグループ（共同事業体を含む）の構成団体は、単独の応募はできない。また同時に複数のグループ（共同事業体を含む）の構成団体となることはできない。
 - ③ 代表となる法人等及びグループ（共同事業体を含む）を構成する法人等の変更は、原則として認めない。
 - ④ 複数の法人等で構成されるグループ（共同事業体を含む）を構成する各構成団体のいずれかが上記(2)又は(3)に該当する場合は、応募することができない。

1 1 リスク分担

市と指定管理者間のリスク分担については、業務仕様書別紙5のとおりとします。ただし、別添で定める事項で疑義がある場合又は別添に定める事項以外の不測のリスクが生じた場合は、市及び指定管理者が協議の上、リスク分担を決定します。

1 2 申請書類

申請書類		様式	申請単位		部数
			単独	グループ	
1	姫路市立香寺温水プール指定管理者指定申請書	第1号	○	—	原本
		第1号-2	—	○	原本
2	姫路市立香寺温水プール指定管理者事業計画書	第2号-1	○	○	原本+10部
3	姫路市立香寺温水プール指定管理業務収支予算書 ※積算内訳を別紙（様式は自由。ただし、要旨はA4縦で横書き）に示すこと。	第2号-2	○	○	原本+10部
4	姫路市立香寺温水プール指定管理業務対象経費計算書	第2号-3	○	○	原本+10部
5	姫路市立香寺温水プール自主事業に関する事業計画書	第3号	○	○	原本+10部
6	誓約書	第4号	○	◎	原本
7	暴力団員等の排除に係る調査承諾書	第5号	○	◎	原本
8	〇〇共同事業体の協定書	第6号	—	○	原本+10部
9	委任状	第7号	—	○	原本
10	申請団体の定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類及びパンフレット等団体の概要が分かる資料	—	○	◎	原本+10部
11	【法人の場合】当該法人の登記事項証明書	—	○	◎	原本+10部
	【法人以外の場合】代表者の身分証明書（本籍地の長が発行するもの）				

12	【法人の場合】当該法人の国税の納税証明書（税務署様式その3の3） ※公告日以後に発行したもの	—	○	◎	原本＋10部
	【法人以外の場合】代表者の国税の納税証明書（税務署様式その3の2） ※公告日以後に発行したもの				
13	【法人の場合】当該法人の直近2事業年度の法人税申告書の写し ・別表一関係（各事業年度の所得に係る申告書） ・別表二関係（同族会社等の判定に関する明細書） ・別表四関係（所得の金額の計算に関する明細書） ※2年に満たない場合は、設立時以後のものとする。	—	○	◎	原本＋10部
	【法人以外の場合】代表者の直近2事業年度の税務申告書の写し ・確定申告書 ・収支内訳書（白色申告の場合）又は所得税青色申告決算書（青色申告の場合） ※2年に満たない場合は、設立時以後のものとする。				
14	申請団体の経営状況に関する書類（申請団体の直近2事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類） ※2年に満たない場合は、設立時以後のものとする。	—	○	◎	原本＋10部
15	代表者の印鑑証明 ※公告日以後に発行したもの	—	○	◎	原本

※ その他事業計画の内容及び団体についての特記事項を証する書類があれば提出してください。

※ 部数欄の“原本＋10部”については、原本とコピー10部を提出してください。

※ 申請書類（原本とコピー10部）には、様式ごとにインデックスを付してください。

※ グループ応募の場合は、“◎”の申請書類については、構成するそれぞれの団体について提出してください。

※ 申請書類の14「申請団体の経営状況に関する書類」については、指定管理者に指定された場合、指定期間中は毎年度、団体の決算書類（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類）を提出していただきます。

13 申請手続

(1) 提出先

姫路市観光経済局スポーツ振興室体育施設管理担当（市役所本庁8階）

(2) 提出期間及び提出時期

令和8年7月27日（月）から同年9月10日（木）まで（閉庁日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分まで

※ 申請書類は、持参してください。

※ 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかった場合は、受け付けることができません。

1 4 現地説明会の実施

現地説明会を次の要領により開催します。参加を希望する場合は、あらかじめ申し込んでください（1団体2名まで）。

- (1) 開催日時 令和8年8月17日（月） 午前10時から1時間程度
- (2) 開催場所 姫路市立香寺温水プール会議室
- (3) 申込方法

令和8年8月5日（水）午後5時00分までに、説明会参加申込書（様式第8号）を、スポーツ振興室体育施設担当まで「28 問い合わせ先」のE-mailで申し込んでください。

1 5 図面等の閲覧

温水プールの図面等を閲覧することができます。

- (1) 日 時 令和8年7月27日（月）から同年9月10日（木）まで（閉庁日を除く。）
午前9時00分から午後5時00分まで
- (2) 閲覧場所 姫路市観光経済局スポーツ振興室体育施設担当（市役所本庁8階）

1 6 質問書

この募集要項及び仕様書の内容に関する質問は、質問書（様式第9号）に記入の上、スポーツ振興室体育施設担当まで郵送又は持参で提出してください。これ以外の方法（電話、E-mail、FAX等）によるものは受け付けませんのでご了承ください。

質問項目ごとに1枚の質問用紙を使用してください。

質問の受付は、令和8年8月21日（金）午後5時00分まで（郵送の場合必着）とします。

質問への回答は、ホームページ（<https://www.city.himeji.lg.jp/kanko/0000033904.html>）及びスポーツ振興室にて公表します（令和8年8月31日（月）公表予定）。

なお、個別の回答は行いません。

1 7 申請に要する経費

申請に要する経費は、すべて申請者の負担とします。

1 8 無効又は失格

次に掲げる事項に該当する場合は、無効又は失格とする場合があります。

- ① 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ② 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ③ 虚偽の内容が記載されているもの
- ④ 審査基準の合計得点が審査基準の合計評価点の6割に満たないもの
- ⑤その他選定委員会で協議の結果、審査を行うにあたって不適当と認められるもの

19 選定

指定管理者とすべき候補者を選定するための調査及び審査は、指定管理者選定委員会（外部委員4名、内部委員1名）で行います。

審査に当たり、提出書類等について各団体の代表者又は代理の方3名以内により説明していただきます（プレゼンテーション及び質疑）。日時については、別途連絡します。

なお、申請者が多数の場合又は書類審査の段階で明らかに要求要件を満たしていないと判断される場合は、指定管理者選定委員会の判断により、書類審査の段階で選外とすることがあります。

20 審査の基準

指定管理者選定のための審査は、姫路市体育施設条例第17条第2項各号に掲げる基準及び姫路市指定管理者制度導入基本方針に定める基準を基に、指定管理者選定委員会が定める基準に基づき行います。

※ 選定基準の詳細は、別添「別表2」をご参照ください。

21 選定結果の通知

選定の結果は、結果のいかんにかかわらず文書で通知します。

22 選定結果の公表

選定手続の透明性を確保するため、選定結果（申請団体名、評点結果及び指定管理料提案額等）を公表します。この場合、指定管理者候補者となった団体以外は、申請団体名と評点結果が結びつかないように配慮します。ただし、申請団体数が2団体のみであった場合は、この限りではありません。

23 指定管理者の指定

選定した候補者については、指定管理者制度運用委員会において候補者として決定した後、議会の議決を経て、指定管理者として指定を行います。

24 協定の締結

指定管理者の業務の実施にあたって、市は、姫路市指定管理者制度導入基本方針に定める事項等について指定管理者と協定を締結します。

25 指定管理者の評価

指定期間中、管理運営業務について、適正かつ確実なサービス提供が行われているか評価等を行います。

また、評価結果については、市のホームページ等で公表します。

26 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類は、理由のいかんにかかわらずお返しできません。
- (2) 提出された書類は、指定管理者候補者の選定以外の用途には使用しません。
- (3) 提出された書類は、必要に応じて複写します(使用の目的は庁内及び選定委員会での検討に

限ります。)

- (4) 提出された申請関係書類及び指定期間中の管理運営に係る事業計画書並びに各種報告書類は、必要に応じて公表することがあります。ただし、公表にあたっては、個人情報や申請団体の技術情報、信用情報等に配慮する必要があるため、姫路市情報公開条例の規定に照らし内容の判断をします。

2 7 添付書類

- (1) 姫路市体育施設条例
- (2) 姫路市体育施設条例施行規則
- (3) 姫路市指定管理者制度導入基本方針
- (4) 姫路市立香寺温水プール平面図

2 8 問い合わせ先

姫路市観光経済局スポーツ振興室体育施設担当 担当 常峰・越智
〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地 本庁8階
電 話：079-221-2699
FAX：079-221-2045
E-mail：sports-sisetu@city.himeji.lg.jp

【募集から管理業務開始までの流れ（予定）】

